

2021年1月8日

IATF 受審組織各位

ドイツ品質システム認証株式会社  
お客様相談室

### IATF COVID19 特別ルール revision 5

2020年10月30日付で IATF の COVID19 特別ルール revision 5 が正式発効しました。原本は[こちらからダウンロード](#)出来ます。

主な内容は

- 1) 登録証の有効期限が延長されたとしても、再認証審査の期限は延長されないことが明確になりました。
- 2) COVID19 の状況により **remote audit** が許容されることになりました。

**remote audit** が認められ条件は、COVID19 の **directly linked** の理由によりオンサイト審査が出来ない場合となっております。

#### 【IATF remote audit】

##### 1 適用出来る場合

Revision 5 では、COVID19 パンデミックの **direct related reason** (直接原因) がない場合、通常の現地審査を行うよう IATF 認証機関に要求しています。

2021年1月7日発出の国の非常事態宣言は、法的拘束力のある移動制限などを行っていないため、当社といたしましては非常事態宣言そのものを持って、COVID19 の直接原因と見做すことは出来ないと解釈しています。

但し、審査先の拠点で PCR 陽性者が発生し、発生後 14 日を経っていない場合には、お客様・審査員双方の感染予防の観点から現地審査を行うことができなくなりますので、この場合は COVID19 の直接原因があったと見なし、IATF remote audit を行う事ができると解釈いたします。(海外拠点に関しましては、国や地域により法的な制限が異なりますので、別途ご照会下さい)

なお、COVID19 直接原因により現地審査が出来ない場合で本年更新審査を行う拠点に関しましては、1) IATF remote audit を行う 2) Stage1 から開始する新規登録審査を行うの二つの選択肢がお客様にはあります。

##### 2 IATF remote audit の追加工数

Revision 5 では、IATF remote audit を行う場合、当該拠点の審査工数の 10% (最大 1 人日)を追加工数とすることを求めています。

また、IATF remote audit をやらざるを得ない状況が複雑さの増加など少なからずマ

ネジメントシステムに影響を与えている点を追加で審査する必要があります。  
更に、**revision 5** が要求する通信テスト (**techonology tesing**) のため、審査拠点あたり審査員一人当たり **0.25** 人日の追加工数を加算いたします。  
この結果、例えば現地審査で **4.0** 人日の審査工数の場合(**4.0** 人日 + **1.0** 人日) x **10%** + **0.25** 人日 = **5.75** 人日 (**44%**増) となります。  
また、来年の現地審査ではリモート審査の結果を踏まえ、追加工数が発生する場合があります。

### 3 IATF remote audit 適用のための提出書類

当社規定により当該拠点の現況を申告いただく為いくつかの書類を提出いただきます。(詳細は別途お問い合わせ下さい)

以上